

第 1 4 号議案

加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 8 年加東市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
- (3) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。
- (4) 改正前の欄及び改正後の欄に対応して掲げるその標記部分に下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、その標記部分が異なるものは、改正前の欄に掲げる対象規定を改正後の欄に掲げる対象規定として移動する。

改 正 前	改 正 後
(住居手当)	(住居手当)

第20条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）

(2) 〔略〕

2 〔略〕

〔新設〕

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給について必要な事項は、規則で定める。

（通勤手当）

第21条 〔略〕

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を

第20条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するための住宅（貸間を含む。以下この条において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）

(2) 〔略〕

2 〔略〕

3 次の各号のいずれにも該当する職員に支給する住居手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項第1号に定める額に、5,000円を加算した額とする。

(1) 第1項第1号に掲げる職員

(2) 市内の住宅に居住する職員

(3) 40歳に達する日の属する年度の末日までの間にある職員

4 前3項に規定するもののほか、住居手当の支給について必要な事項は、規則で定める。

（通勤手当）

第21条 〔略〕

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を

単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。）につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

単位として規則で定める期間（自動車等及び自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第3項において「駐車場等」という。）に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。）につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が66,400円を超えるときは、支給単位期間につき、66,400円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が66,400円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、66,400円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

- (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。

〔削る〕

<p><u>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未 満である職員 4, 200円</u></p>	〔削る〕
<p><u>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル 未満である職員 7, 300円</u></p>	〔削る〕
<p><u>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル 未満である職員 10, 400円</u></p>	〔削る〕
<p><u>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル 未満である職員 13, 500円</u></p>	〔削る〕
<p><u>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル 未満である職員 16, 600円</u></p>	〔削る〕
<p><u>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル 未満である職員 19, 700円</u></p>	〔削る〕
<p><u>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル 未満である職員 22, 800円</u></p>	〔削る〕
<p><u>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル 未満である職員 25, 900円</u></p>	〔削る〕
<p><u>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル 未満である職員 29, 100円</u></p>	〔削る〕
<p><u>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル 未満である職員 32, 300円</u></p>	〔削る〕
<p><u>シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル 未満である職員 35, 500円</u></p>	〔削る〕
<p><u>ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,</u></p>	〔削る〕

700円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

[新設]

3 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が66,400円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、66,400円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月）の規則で定める日に支給する。

4 〔略〕

5 〔略〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 第14号議案 要旨

### 加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

人事院勧告に準じた通勤手当の拡充を行うとともに、職員の市内居住を促進し、災害時における迅速な初動体制を確保するため、住居手当額を引き上げる改正を行うものである。

#### 2 改正内容

- (1) 市内に居住する40歳に達する日の属する年度の末日までにある住居手当受給職員の住居手当の額を定めること。（第20条関係）
- (2) 通勤手当の月当たりの支給限度額を引き上げ、区分を細分化し規則へ委任するとともに、駐車場を使用する職員に対し駐車場代を通勤手当として支給する規定を設けること。（第21条関係）

改正前		改正後（規則委任）	
距離区分	手当額	距離区分	手当額
5 km 未満～60 km 未満	2,000円～ 35,500円	5 km 未満～60 km 未満	2,000円～ 35,500円
60 km 以上	38,700円	60 km 以上65 km 未満	38,700円
		65 km 以上70 km 未満	42,200円
		70 km 以上75 km 未満	45,700円
		75 km 以上80 km 未満	49,200円
		80 km 以上85 km 未満	52,700円
		85 km 以上90 km 未満	56,200円
		90 km 以上95 km 未満	59,600円
		95 km 以上100 km 未満	63,000円
		100 km 以上	66,400円

#### 3 市財政への影響

住居手当の引上げにより、年間2,460千円の支出増となる。

#### 4 施行期日 令和8年4月1日